



令和6年1月号

こんにちは！岡山市消費生活センターです！

相変わらずの寒さで春が待ち遠しい昨今ですが、いかがお過ごしてでしょうか？ 今月も身近で新鮮な情報をお届けします。

【事例】

欲しい美容機器があつたので、インターネットで検索し、その中で一番安いものを注文した。商品代金は事前に指定された口座に振り込んだ。その後なかなか商品が届かないので、事業者へ電話すると、「在庫が欠品しているため、返金する。払い戻しはスマホ決済で行うため、まずは無料通信アプリを登録するように」と言われた。

商品代金
返金してもらう
はずが…

【ひとことアドバイス】

こんな事があったら…
注意！

- ▲商品発送前に個人名義の口座への振込の指示。
- ▲在庫が欠品している。
- ▲スマホ決済で返金するためといって、無料通信アプリの登録を指示。



※消費者庁イラスト集より

★商品発送の前に、個人名義の口座に、先に現金を振り込むよう指示された場合は、注文をやめましょう。

★商品代金を口座振り込みで支払ったにもかかわらず、決済アプリでしか返金できないというのは不自然です。詐欺を疑いましょう。

★契約トラブルで困ったことや、疑問に思ったことがあれば消費生活センターへご相談ください。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109

(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月～金曜日 9時～16時
(祝日・年末年始除く)

消費生活相談
フォームによる
ご相談は
こちらから→

